

「全地連資格制度」の活用促進に関する活動について

全地連が運営する3つの資格制度の概要と現在実施中の資格活用に関する活動について紹介します。

	地質調査技士	地質情報管理士	応用地形判読士
資格制度			
制度発足	昭和41年	平成18年	平成24年
趣旨	地質調査の成果は、後の解析や設計を通して将来の施工に係る品質やコストを大きく左右するものであり、この段階での技術的信頼が地質調査業務の根幹をなすものといえる。 そこで、地質調査業務従事者の育成・技術力向上等を目的に資格試験制度を発足。 現場作業や土質判定など、地質調査業務全般の品質向上に貢献	地質情報の活用は、地質調査の精度向上に寄与するものであり、国土が狭く脆弱な地質からなる日本の場合、地質情報の積極的活用は意義が大きいといえる。 そこで、地質情報の適切な電子化と、その有効な活用を兼ね備えた技術者の育成・技術向上等を目的に資格制度を発足。 地質調査業務工程の出口部分(電子納品等)の品質向上をはじめ、地質情報の二次利用を通じた新たな事業展開	地形判読の活用は、地質調査の精度向上に寄与するばかりでなく、建設事業の計画・立案から維持管理までの各段階に貴重な土地情報となる。 そこで、正確かつ精度の高い地形判読能力を有すると共に、地質リスクを判断できる应用能力を有する技術者の育成・技術向上等を目的に資格制度を発足。 プロジェクト初期段階での利・活用をはじめ、調査・設計・施工・維持管理計画、防災計画や災害査定など
業界戦略	●地質調査専門業者の活用促進活動のための基本資格	●成果品の生成の部分(業務の出口)を地質情報管理士で品質確保することにより、地盤情報の有効活用(2次利用)に繋がる。	●地形と地質(地質調査技士)に関する資格制度により地質調査業務に付加価値が生まれ、新しい領域拡大に繋がる。 ●関係機関(国土交通省、(独)土木研究所等)に認知されている資格である。

国土交通省との連携

活動(1)	①国土交通省建設市場整備課が主導している「建設関連業検討会」フォローアップ活動の一環として、地方自治体へ資格者活用についてのPR活動を実施している。 ②「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改定案が今年度成立する運びである。本法律では、調査・設計の品質確保に向け、国が資格などの評価のあり方を検討することを求められており、この枠組みで資格の活用が明記される予定である。 ③地質情報管理士資格者を地質調査業者登録制度の要件の1つ(仮称:電子納品管理者)に加える必要性について提案し、検討を継続中である。
-------	---

「ボーリング柱状図作成要領(案)」の改定作業との連携 (改定作業委員会の事務局は、全地連が担当。平成27年度に公表予定。)

活動(2)	①ボーリング責任者欄に地質調査技士の登録番号を記載するように見直す。 ②品質確保の観点から、地質情報管理士と応用地形判読士の活用方法について解説を加える。
-------	---

その他の活動

活動(3)	①国の資格制度の活用の動きに連動して、制度内容の見直しを平成26年度に実施する。 ①一般財団法人建設業振興基金の助成事業として平成26年度に以下の資料を作成し、地方自治体の担当者に配布してPR活動を展開する予定である。 ・地盤情報の電子納品ガイドブック ・CIM対応ガイドブック ②全地連が実施している「道路防災点検講習会」の受講者に対して、関係機関の了解を得て、推奨資格として紹介している。 ②関係機関による国土交通省本省への資格者活用に対するPR活動が継続して実施されている。
-------	---